

衆議院 第百六十六回国会

教育再生に関する特別委員会議録

第一号

本特別委員会は平成十九年四月十三日(金曜日)議院において、教育再生に関連する諸法案を審査するため設置することに決した。

四月十七日

本特別委員は議長の名で、次のとおり選任された。

赤池 誠章君	井澤 京子君
井脇ノブ子君	伊藤 忠彦君
稲田 朋美君	稲葉 大和君
猪口 邦子君	大島 理森君
亀岡 偉民君	河村 建夫君
木原 誠二君	小坂 憲次君
鈴木 俊一君	鈴木 恒夫君
とかしきなおみ君	中山 成彬君
西村 明宏君	西本 勝子君
馳 浩君	原田 憲治君
平田 耕一君	二田 孝治君
保利 耕輔君	松本 洋平君
やまきわ大志郎君	安井潤一郎君
山内 康一君	若宮 健嗣君
川内 博史君	北神 圭朗君
田島 一成君	田嶋 要君
高井 美穂君	西村智奈美君
野田 佳彦君	牧 義夫君
松本 大輔君	横山 北斗君
笠 浩史君	伊藤 涉君
大口 善徳君	西 博義君
石井 郁子君	保坂 展人君
糸川 正晃君	

平成十九年四月十八日(水曜日)
午前十時開議
出席委員
委員長 保利 耕輔君
理事 大島 理森君 理事 河村 建夫君

理事 小坂 憲次君	理事 鈴木 恒夫君
理事 中山 成彬君	理事 野田 佳彦君
理事 牧 義夫君	理事 西 博義君
赤池 誠章君	伊藤 忠彦君
稲田 朋美君	稲葉 大和君
猪口 邦子君	木原 誠二君
木原 誠二君	北村 茂男君
鈴木 俊一君	鈴木 恒夫君
西村 明宏君	西本 勝子君
橋本 岳君	馳 浩君
原田 憲治君	平田 耕一君
藤田 幹雄君	二田 孝治君
松浪 健太君	武藤 容治君
やまきわ大志郎君	安井潤一郎君
山内 康一君	若宮 健嗣君
北神 圭朗君	田島 一成君
田名部匡代君	高井 美穂君
西村智奈美君	平岡 秀夫君
松本 大輔君	横山 北斗君
笠 浩史君	伊藤 涉君
大口 善徳君	石井 郁子君
保坂 展人君	糸川 正晃君

議員 文部科学大臣
議員 文部科学副大臣
議員 文部科学大臣政務官
衆議院調査局教育再生に関する特別調査室長

清野 裕三君

委員の異動
四月十八日

井脇ノブ子君

補欠選任 藤田 幹雄君

亀岡 偉民君

北村 茂男君

木原 誠二君

鈴木 俊一君

とかしきなおみ君

橋本 岳君

西村 明宏君

松浪 健太君

松本 洋平君

武藤 容治君

川内 博史君

平岡 秀夫君

田嶋 要君

田名部匡代君

同日

同日

北村 茂男君

補欠選任 亀岡 偉民君

鈴木 俊一君

木原 誠二君

橋本 岳君

とかしきなおみ君

藤田 幹雄君

井脇ノブ子君

松浪 健太君

西村 明宏君

武藤 容治君

木原 誠二君

田名部匡代君

田嶋 要君

同日

同日

平岡 秀夫君

川内 博史君

同日

同日

補欠選任 木原 誠二君

補欠選任 松本 洋平君

同日

同日

四月十八日

四月十八日

保利耕輔君が委員長に当選した。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日

る意見書(北海道根室市議会)(第一四五号)

教育基本法改定法案は慎重審議のうえ廃案とし
教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを
求める意見書(青森県大鰐町議会)(第一四六号)

教育基本法に関する意見書(東京都北区議会)
(第一四七号)

教育基本法「改正」法案について慎重審議を求め
る意見書(新潟県聖籠町議会)(第一四八号)

教育基本法「改正」法案について慎重審議を求め
る意見書(新潟県神林村議会)(第一四九号)

教育基本法の早期改正を求める意見書(甲府市
議会)(第一五〇号)

私立学校の自主性の確保に関する意見書(東京
都議会)(第二二三三号)

地方分権の視点に立った教育委員会制度の見直
しを求める意見書(長野県議会)(第二二四号)

教育基本法改定法案は慎重審議のうえ廃案とし
教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを
求める意見書(青森県新郷村議会)(第二三一九
号)

教育改革における地方自治の尊重を求める意見
書(香川県議会)(第二三二〇号)

は去る一月二十六日から三月三十日まで文部科
学委員会に参考送付されたが、これを本委員会に
送付替えされた。

本日の会議に付した案件

委員長及び理事の互選

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第九〇号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を
改正する法律案(内閣提出第九二号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職
員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名
提出、衆法第一六号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律
案(牧義夫君外二名提出、衆法第一七号)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興
に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第
一八号)

〔二田委員、委員長席に着く〕

○二田委員 これより会議を開きます。

衆議院規則第一百一条第四項の規定によりまし
て、委員長が選任されるまで、私が委員長の職務
を行います。

これより委員長の互選を行います。

○牧委員 動議を提出いたします。

委員長は、投票によらないで、保利耕輔
君を委員長に推薦したいと存じます。

○二田委員 ただいまの牧義夫君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二田委員 御異議なしと認めます。よって、保
利耕輔君が委員長に御当選になりました。

〔拍手〕

委員長保利耕輔君に本席を譲ります。

〔保利委員長、委員長席に着く〕

○保利委員長 この際、一言ごあいさつを申し上
げます。

ただいま委員各位の御推挙によりまして、委員
長の重責を担うことになりました。

国民が注視している事項でございますので、委
員各位の御指導と御協力を賜りまして、公正かつ
円満な委員会運営に努めてまいりたいと存じま
す。

何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○保利委員長 これより理事の互選を行います。

○牧委員 動議を提出いたします。

理事は、その数を八名とし、委員長において指
名されることを望みます。

○保利委員長 ただいまの牧義夫君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、
委員長は、理事に

大島 理森君

小坂 憲次君

中山 成彬君

牧 義夫君

河村 建夫君

鈴木 恒夫君

野田 佳彦君

西 博義君

以上八名の方々を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時三十分休憩

午前十一時開議

○保利委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律
案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教
育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに藤
村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向
上のための教育職員免許の改革に関する法律案、
牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営
の確保に関する法律案及び笠浩史君外二名提出、
学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に
関する法律案の各案を一括して議題といたしま
す。

順次趣旨の説明を聴取いたします。伊吹文部科
学大臣。

学校教育法等の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
部を改正する法律案

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を
改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○伊吹国務大臣 ただいま議題となりました三法
案について、逐次その内容を御説明申し上げます。

まず、このたび政府から提出いたしました学校
教育法等の一部を改正する法律案について、その
提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年、約六十年ぶりに教育基本法が改正され、
新しい時代に求められる教育理念が法律上明確に
なりました。

近年の教育を取り巻くさまざまな問題を解決
し、内閣の最重要課題である教育の再生を実現す
るため、改正教育基本法の理念のもと、学校にお
ける教育の目標を見直すとともに、組織運営体制
及び指導体制の充実を図ることが必要でありま
す。

この法律案は、このような観点から、義務教育
の目標を新たに定め、各学校種の目的等を見直す
とともに、学校に置くことができる職として新た
に副校長等を設ける等により、学校教育の充実を
図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明
申し上げます。

第一に、改正教育基本法において明確にされた
教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学
校種の目的等に係る規定を見直すとともに、学校
教育法に規定する学校種の順序について、教育を
受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定
することとするものであります。

第二に、学校は、教育活動等の状況について評
価を行い、改善のための措置を講ずることにより、
教育水準の向上に努めるものとするにとともに、
保護者等との連携協力を推進するため、教育
活動等の状況について情報を提供するものとする
ものであります。

第三に、大学等は、学生以外の者を対象とした
特別の課程を修了した者に對し、証明書交付す
ることができることとするものであります。

第四に、学校の組織運営体制及び指導体制の充
実を図るため、小学校、中学校等に置くことがで
きる職として、新たに副校長、主幹教諭、指導教
諭を設け、これらの職務内容をそれぞれ定めるも
のであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民から信頼される教育行政を実現するためには、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心となる担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくことが必要であります。

この法律案は、このような観点から、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、合議制の教育委員会がみずから管理、執行し、教育長に委任することができない事項を明確にするとともに、教育委員会の事務の管理、執行状況の点検、評価の制度化を図るなど、教育委員会の責任体制を明確化するものであります。

第二に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第三に、地方公共団体の長が、スポーツ、文化に関する事務を管理、執行することができることとするともに、県費負担教職員の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととするなど、教育の地方分権を推進するものであります。

第四に、教育委員会の事務の管理及び執行が法令に違反する場合またはその管理及び執行を怠るものがある場合において、緊急に生徒等の生命身

体を保護する必要があるが生じ、他の措置によっては是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し是正、改善の指示ができることとするなど、教育における国の責任の果たし方を見直すものであります。

第五に、都道府県知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言、援助を求めることができることとし、私立学校に関する教育行政の充実を図るものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

最後に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育の成否は教員の資質、能力に負うところが大きく、教育基本法の改正を踏まえ、教員全体への信頼を高め、全国的な教育水準の向上を図ることが重要であります。

このため、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにする必要がある一方、指導が不適切な教員に対しては、厳格な人事管理の実施を通じて毅然と対応する必要があります。

この法律案は、このような観点から、教育職員の免許の更新制の導入及び指導が不適切な教員に対する人事管理について、必要な事項の制度化を図るものであります。

この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、教育職員の普通免許状及び特別免許状に十年の有効期間を定め、更新制を導入するとともに、勤務実績不良等により分限免職の処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするものであります。

なお、既に授与されている普通免許状または特別免許状を有している教員にも、十年ごとに更新講習を課すものであります。

第二に、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童等に対する指導が不適切であると認定した者に対して指導の改善を図るための研修を実施しなければならないこととするともに、研修の終了時の認定において児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

三法案につきまして、何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

ありがとうございます。

○保利委員長 次に、提出者藤村修君。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○藤村議員 ただいま議題となりました教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案を趣旨説明させていただきます。

このたび、約六十年ぶりに教育基本法が改定され、政府は、中教審答申も踏まえて教育職員免許法の改正を提案されています。ただし、その内容は、簡単に言えば、教員免許状に十年の有効期間を設け、十年ごとに免許状更新講習を実施し、修了した者に免許状の有効期間を更新するだけのものであります。

民主党は、何より、教員免許の見直しを行うなら、教員養成段階に手をつけられない限り何ら抜本的な改革にはならないと考え、ただいま議題となり

ました民主党提出のいわゆる免許制度改革法案を提案いたしました。

民主党案のポイントは、第一に、教員養成段階で教員となる者の大幅な資質向上を図るために、教員の普通免許状については、現在の四年制大学修了から、さらに一年間の教育実習を含む二年間の修士修了者に免許することといたしました。

第二に、修士を経て教員の職についた者が、実務経験八年以上を経た後に、さらに教職大学院大学で一年の専門的な教育を受けて、今日までにはない専門免許を創設して、いわゆるスーパーティーチャーの資格を設けることといたしました。

第三に、免許状には政府案のように十年の有効期間は設けないものの、原則として免許授与後十年ごとに講習を受け修了を認定することとし、また、専門免許にはこれら講習の必要がない仕組みといたしました。

このように、民主党案では、養成段階での大幅な資質アップ、さらにスーパーティーチャー資格の新設、十年ごとの講習と修了認定の仕組みなどを盛り込んだ、内容の厚いものとなっております。

以下、法案の内容の概要を御説明いたします。

第一に、本法案は、教育職員の免許状の制度改革について基本的な理念と方針を定めるもので、教育職員が高度の専門性と豊かな人間性が求められる職業であることを踏まえ、その養成段階において、教職員としての使命感を涵養しつつ、その職務をつかさどるための必要な資質及び能力を確実に修得させるとともに、実務についた後においても、研究と修養の機会を十分に与え、その資質、能力の一層の向上を図ることができるよう、並びに教育職員の資格付与等に関し国が果たすべき役割と責任を明確にする等を基本にしています。

第二に、免許状を子供の発達段階に適切に対応したものとするため、教諭の普通免許状及び特別免許状は、現行の学校種別でなく、幼稚園、小学校の初等教育諸学校、中学、高校の中等教育諸学

校、そして特別支援学校の三つに区分すること。
また、教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。専門免許状は、一般免許状を有し、教育実務等に八年以上携わった者が、教職大学院において三つの分野、すなわち、学校経営、教科指導、生活・進路指導等の各専門分野における高度な資質、能力を修得するための必要な科目の単位を得た者に授与し、一般免許状も、現行制度で学士の資格のところを修士の資格とすることとしたしました。

第三に、民主党は、日本国教育基本法案においても提案のとおり、普通教育に關し国が最終的な責任を有することにかんがみ、普通免許状は文部科学大臣が授与するものとしたしました。

第四に、免許状は、原則として十年ごとに、知識、技能に關する講習、模擬授業を中心とする演習等から成るおおむね百時間程度の講習を受講し、その修了認定を受けなければならないこととする。最初の十年経過の際の講習は、教育公務員については、義務づけられている十年研修制度をもってこれに当てることを想定しております。また、専門免許状取得者は、いわゆる十年ごと講習の対象者とはしないこととしたしました。以上が、民主党の教員免許の改革法案の説明でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ、十分な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○保利委員長 次に、提出者牧義夫君。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○牧議員 引き続き、民主党のいわゆる学校教育力の向上三法案の一つであります地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

今、教育現場では、教育格差の問題、いじめ、不登校、学力低下、子供をめぐる痛ましい事件の続発など、毎日問題が起ころっており、こういった問題の解決、改善が求められております。

しかし、きめ細やかな対応が必要な問題であっても、現在の教育行政は、国が学習内容を決め、都道府県が教職員の採用や人事を決め、市区町村が学校の設置や管理を行うなど、責任の所在がばらばらの実態がございます。さらに、地方自治体においても、教育の予算編成など教育財政は首長が決めて、教育行政については教育委員会が行うといった二元行政の仕組みになっており、民主党は、こうした仕組みを改善することが今の学校教育現場及び教育行政に求められていることだと考えております。

民主党は、今国会にも再提出をいたしております日本国教育基本法案において、普通教育と義務教育について、学校主権の確立と、いざというときの国の最終責任を明確にいたしました。その上で、各学校の活動について基礎自治体も大いに支援する必要がある、そのためには、地方公共団体が行う教育行政についても大きく改革しなければならぬと考え、教育財政に責任を持つ地方自治体の首長が教育行政にも責任を持つてその任に当たる方が、今の教育現場を日々よくしていくためには望ましいと考えております。

政府・与党は、こうした教育行政の改革に本気で取り組んでおらず、今回も小手先の見直しにとどめ、根本的な改革は先送りとなっております。

こうした無責任な政府・与党に対し、私ども民主党は、既に昨年の臨時国会において教育行政を改革する本法律案を提案し、今回、改めて学校の教育力を向上させるための法律案として再提出したところでございます。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

本法案は、民主党が提案している日本国教育基本法案の理念に基づき、地方公共団体における教育行政の民主的かつ適正な運営を図るため、地方

公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

第一に、責任の所在が不明確な教育委員会を廃止し、その事務を地方公共団体の長に移管することとしております。

第二に、地方公共団体に新たに教育監査委員会を設置し、地方公共団体の長に移管された事務の実施状況に関し、必要な評価、監視を行い、長に對しその改善のために必要な勧告をすることとしております。

第三に、地方公共団体の設置する学校ごとに、保護者や地域住民、校長等から構成される学校理事会を設置し、各学校において主体的、自律的運営を行うこととしております。

第四に、公立学校の教職員の任命は、すべて設置者である地方公共団体の長が行うこととしております。また、設置者である地方公共団体の長は、いわゆる指導力不足教員がある場合に、引き続き児童等に不適切な指導等が行われることがないよう必要な措置を講ずることとしております。

最後に、政府提出の地教行法改正案は、現在の教育行政の仕組みを温存したままの小手先の見直しにとどまっております。責任の所在は依然として不明確であります。

いじめや未履修を初めとするさまざまな教育現場の問題は、今の教育行政の弊害も大きな原因の一つとして引き起こされた問題であることは間違いないと見なされます。したがって、民主党は、責任政党として、学校の教育力の向上を目指し、教育問題における責任の所在を明確にすることを前提に、教育行政のあるべき姿として、本法律案を提案した次第であります。

何とぞ、十分御審議の上、御賛同くださいますようによろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○保利委員長 次に、提出者笠浩史君。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○笠議員 引き続きまして、民主党の学校教育力の向上三法案の一つであります学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

現在、我が国の公教育に関する公財政支出の割合は、先進国の中で最低の水準になっております。一方で、教育費が占める家計の負担は最高水準です。こうした状況の中で、教育格差、学力格差などの問題が深刻になっております。親の経済力によつてその子供の学びの機会に差がつき、その結果として、習得できる能力や就業できる職業、ひいては生涯の所得には格差がつく、まさに格差の世代間連鎖が起ころっております。

こういった教育格差を是正し、教育現場が抱える問題を具体的に改善するためには、教育財政の拡充が求められます。人づくりへの投資にもっと十分な予算を充てる体制へシフトする仕組みが必要とす。

政府が教育予算の削減を進めようとしているのに対して、民主党は、今国会に再提出している日本国教育基本法案の中で教育財政の充実を明記しており、その理念を具体化したのが本法律案であります。学校教育力を向上させるために、よりよい学校教育の環境を整備するための指針等を策定するとともに、その着実な達成を図ることにより、教育の振興に資することを目的としております。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、学校教育の環境の整備は、子供たちがその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、多様な教育機会の提供、きめ細やかな教育指導の充実、安全、快適な学校教育のための諸条件の整備、心身の健康、職業選択等に関する相談体制の充実等を旨として行うことを基本方針とする

こととしております。

第二に、国は、この基本方針に基づき、学校教育の環境整備に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することとしております。

第三に、地方公共団体は、この基本方針に基づき、学校教育の環境整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有することとしております。

第四に、教職員の数、教員の有する免許状の種類ごとの比率等の教職員の配置、学級編制、学校の施設整備など学校教育の環境の整備に係る重要項目についての目標水準、その達成の目標年次等に関し、日本国教育基本法第十九条の教育の振興に関する計画の一部として、政府は整備指針を、地方公共団体は整備計画を、それぞれ策定することとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、日本国教育基本法第十九条に規定する教育予算の確保、充実に目標を踏まえ、整備指針及び整備計画を達成するため、必要な財政上の措置等を講ずることとしております。

第六に、行政改革推進法の五十五条の三項と五十六の三項に当たる、公立学校教職員の削減を定めた規定及び人材確保法の廃止を含めた見直し等を定めた規定を削除することとしております。

教育予算の充実こそ未来への投資であります。学校現場における教育力を向上させるため、安定的な財源の確保は必要不可欠であると考え、本法律案を提案した次第であります。

何とぞ、十分御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○保利委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時二十四分散会

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第十五条)

第二章 義務教育(第十六条―第二十一条)

第三章 幼稚園(第二十二条―第二十八条)

第四章 小学校(第二十九条―第四十四条)

第五章 中学校(第四十五条―第四十九条)

第六章 高等学校(第五十条―第六十二条)

第七章 中等教育学校(第六十三条―第七十一条)

第八章 特別支援教育(第七十二条―第八十二条)

第九章 大学(第八十三条―第一百四十二条)

第十章 高等専門学校(第一百四十三条―第二百一十三条)

第十一章 専修学校(第二百一十四条―第二百三十三条)

第十二章 雑則(第二百三十四条―第二百四十二条)

第十三章 罰則(第二百四十三条―第二百四十六条)

附則

第一条中「とは」の下に、「幼稚園」を、「中等教育学校」の下に、「特別支援学校」を加え、

「高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園」を「及び高等専門学校」に改める。

第四条第一項中「全日制の課程」を「全日制の課程」に、「定時制の課程」を「定時制の課程」に、「通信制の課程」を「通信制の課程」に、

「第六十九条の二第二項」を「第八八条第二項」に改め、同項第二号中「設置する」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、同項第三号中「私立の」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学

校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、

同条第二項第一号及び第二号中「第六十九条の二第二項」を「第八八条第二項」に改める。

第六条ただし書中「これらに準ずる特別支援学校又は中等教育学校の前期課程」を「中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第十一条中「学生、生徒及び児童」を「児童、生徒及び学生」に改める。

第十二条中「学生、生徒、児童及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

第十六条を削る。

第九十三条第二項を削り、同条を附則第一条とする。

第九十四条から第九十六条までを削る。

第九十七条を附則第二条とする。

第九十八条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「これを」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第三条とする。

第九十九条及び第一百条を削る。

第一百一条を附則第四条とする。

第一百一条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条を附則第五条とする。

第一百二条第二項を削り、同条を附則第六条とする。

第一百三十三条中「第二十八条」を「第三十七条」に、「第四十条」を「第四十九条」に、「第五十一条の八」を「第六十九条」に改め、「は、これを」を削り、同条を附則第七条とする。

第一百四条を削る。

第一百五条を附則第八条とする。

第一百七条中「第二十一条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条」を「第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条」に改め、同条を附則第九条とする。

第一百八条を削る。

第一百八条の二第一項中「第六十八条の三」を「第六六条」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第十条とする。

第九十九条及び第一百十条を削る。

第九十二条中「第八十三条の二」を「第三百三十五条」に改め、「これを」を削り、本則中同条を「第四百六条」とする。

第九十一条を削る。

第九十条中「第十六条」を「第二十条」に改め、「これを」を削り、同条を第四百四十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第四百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

第八十九条中「第八十二条の十一第一項及び第八十三条第二項」を「第八十三条第一項及び第八百三十四条第二項」に、「第八十四条第二項」を「第八百三十六条第二項」に改め、「これを」を削り、同条を第四百四十三条とする。

第九章を第十三章とする。

第八章中第八十八条を第四百四十二条とする。

第八十七条の二中「第五十三条及び第六十六条」を「第八十五条及び第六百条」に、「第五十三条ただし書」を「第八十五条ただし書」に、「第六十六条ただし書」を「第六百条ただし書」に改め、同条を第四百四十一条とする。

第八十七条を第四百四十条とし、第八十六条を第四百三十九条とする。

第八十五条の二中「第二十一条第二項(第三十九条第三項において準用する場合を含む。)」を「第十七条第三項」に、「第二十一条第一項又は第三十九条第一項の規定による」を「同条第一項又は第二項の」に改め、同条を第四百三十八条とする。

第八十五条を第四百三十七条とし、第八十四条を第四百三十六条とし、第八十三条の二を第四百三十五条とする。

第八十三条第一項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、「これを」を削り、同条第

二項中「第三十四条」を「第四十二条から第四十四条まで」に改め、「これを」を削り、同条を第百三十四条とする。

第八章を第十二章とする。

第八十二条の十一第一項中「第三十四条の規定は、」を「第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、」第百五条の規定は専門課程を置く」に改め、第七章の二中同条を第百三十三条とする。

第八十二条の十中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同条を第百三十二条とする。

第八十二条の九を第百三十一条とする。

第八十二条の八第二項中「第八十二条の二、第八十二条の三」を「第百二十四条、第百二十五条」に改め、同条を第百三十条とする。

第八十二条の七を第百二十九条とする。

第八十二条の六中「の各号」を削り、同条第四号中「教科」を「教育課程」に改め、同条を第百二十八条とする。

第八十二条の五中「の各号」を削り、同条を第百二十七条とする。

第八十二条の四を第百二十六条とし、第八十二条の三を第百二十五条とし、第八十二条の二を第百二十四条とする。

第七章の二を第十一章とする。

第六章及び第七章を削る。

第七十条の十中「第二十八条第九項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条」を「第三十七条第九項、第五十九条、第六十条第五項、第九十四条」に、「第六十条の二、第六十四条、第六十八條の三、第六十九條、第六十九條の三」を「第九十五条、第九十八條、第百五条から第百七条まで、第百九条」に、「第六十九條の四から第六十九條の六まで」を「第百十條から第百十三條まで」に改め、「これを」を削り、第五章の二中同条を第百二十三条とする。

第七十条の九を第百二十二条とし、第七十条の八を第百二十一条とし、第七十条の七を第百

二十条とし、第七十条の六を第百十九条とする。

第七十条の五中「第四十七条」を「第五十七条」に改め、同条を第百十八条とする。

第七十条の四を第百十七條とし、第七十条の三を第百十六條とする。

第七十条の二に次の一項を加える。

高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第七十条の二を第百十五条とする。

第五章の二を第十章とする。

第七十条中「第二十八条第九項」を「第三十七条第九項」に、「第五十条第五項」を「第六十条第五項」に改め、「これを」を削り、第五章中同条を第百十四條とする。

第六十九条の六中「第六十条」を「第九十四条」に改め、同条第二号中「第六十九條の四第三項」を「第百十條第三項」に改め、同条を第百十二条とし、同条の次に次の一條を加える。

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第六十九條の五を第百十一条とし、第六十九條の四を第百十條とし、第六十九條の三を第百九條とする。

第六十九條の二第二項中「第五十二条に掲げる」を「第八十三条第一項に規定する」に、「おもな」を「主な」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に、「第五十五条第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条第四項中「第五十三条」を「第八十五条」に、「第五十四条」を「第八十六条」に改め、同条第七項中「第五十二条」を「第八十三条」に改め、同条第八項中「第六十二条」を「第九十七条」に改め、同条を第百八條とする。

第六十九條を第百七條とし、第六十八條の三を第百六條とする。

第六十八條の二第二項中「第六十九條の二第二項」を「第百八條第二項」に改め、同条第五項中「第六十条」を「第九十四条」に改め、同条を第百四條とし、同条の次に次の一條を加える。

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することが出来る。

第六十八條中「第五十三条」を「第八十五条」に改め、同条を第百三條とする。

第六十七條第一項中「第五十二条」を「第八十三条」に改め、同項ただし書中「第六十八條の二第一項」を「第百四條第一項」に改め、同条第二項中「第五十二条」を「第八十三条」に改め、同条を第百二條とする。

第六十六條の二を第百一條とし、第六十四條から第六十六條までを三十四條ずつ繰り下げ、第六十三條を削り、第六十二條を第九十七條とし、第六十一條を第九十六條とし、第六十條の二を第九十五條とし、第六十條を第九十四條とし、第五十六條から第五十九條までを三十四條ずつ繰り下げる。

第五十五條の三中「第五十五条第二項」を「第八十七條第二項」に改め、同条を第八十九條とする。

第五十五條の二を第八十八條とし、第五十三条から第五十五條までを三十二條ずつ繰り下げ、第五十二條の二を第八十四條とする。

第五十二条に次の一項を加える。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第五十二条を第八十三條とする。

第五章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴

覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚園又は高等部を置くことができ、また、特別の必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚園又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚園の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第三十九条を削る。

第三十八条中「教科」を「教育課程」に、「第三十五及第三十六」を「第四十五及第四十六」の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十條第二項に改め、「これを」を削り、同条を第四十八条とする。

第三十七條を第四十七條とする。

第三十六條中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「に、次の各号」を「第二十一條各号」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改め、同条各号を削り、同条を第四十六條とする。

第三十五條中「中等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育」に改め、同条を第四十五條とする。

第三章を第五章とする。

第二章中第三十四條を第四十四條とする。

第三十三條を削り、第三十二條を第四十一條とし、同条の次に次の二條を加える。

第四十二條 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三條 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第三十一條第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、同条を第四十條とする。

第三十條を第三十九條とし、第二十九條を第三十八條とする。

第二十八條第二項中「前項の下に」に規定するものを加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十七條とする。

第二十七條中「子女」を「子」に改め、「これを」を削り、同条を第三十六條とする。

第二十六條を第三十五條とし、第二十二條から第二十五條までを削り、第二十一條を第三十四條とする。

第二十條中「教科」を「教育課程」に、「第十七條」を「第二十九條」に、「第十八條」を「第三十條」に改め、「これを」を削り、同条を第三十三條とする。

第十九條を第三十二條とする。

第十八條の二中「前条各号に掲げる」を「前条第一項の規定による」に改め、同条を第三十一條とする。

第十八條中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「次の各号」を「必要な程度において第二十一條各号」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

前項の場合においては、生涯にわたる学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を幅広く、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第十八條を第三十條とする。

第十七條中「初等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの」に改め、同条を第二十九條とする。

第二章を第四章とし、第一章の次に次の二條を加える。

第二章 義務教育

第十六條 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七條 保護者は、子の満六歳に達した日の

翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八條 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第十九條 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第二十條 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二十一條 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するた

め、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをいかに継承してきた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育

し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことがで

きる。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第二条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に、「副園長、主幹教諭、指導教諭を加え、同条第四項中「園長」の下に「（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を加え、同項の次に次の二項を加える。

主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第二十七条第三項の次に次の一項を加える。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

第二十七条第二項の次に次の一項を加える。

きは、第七項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第二十八条中「第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで」を「第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで」に改める。

第三十七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に、「副校長、主幹教諭、指導教諭を加え、同条第四項及び第五項を次のように改める。

教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

第三十七条第五項の次に次の二項を加える。

主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第三十七条第三項の次に次の二項を加える。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行

行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

第三十七条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

第三十七条に次の一項を加える。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第六十条第二項中「ほか」の下に、「副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

第六十一条に次のただし書を加える。

ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。

第六十二条中「第三十七条第三項から第十二項まで及び」を「第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに」に改める。

第六十九条第二項中「ほか」の下に、「副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

第七十条第一項中「第三十七条第三項から第十二項まで」を「第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項」に、「第六十条第三項及び第

五項」を「第六十条第四項及び第六項」に改める。

第九項を「第三十七条第十四項」に、「第六十条第五項」を「第六十条第六項」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、「規定する職員のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

第二条中「校長を除く。」の下に、「定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「教頭」の下に、「主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。)」を、「担任する」の下に「指導教諭」を加える。

附則第三項中「規定する職員のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二十三条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。」、指導教諭」に改める。

第二十六条第一項中「小学校等の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を、「栄養教諭又は講師」の下に「以下「主幹教諭等」という。」を加え、同項第一号中「教諭又は」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は」に改め、「規定する教諭の専修免許状」の下に「養護をつかさどる

主幹教諭又は」を、「養護教諭の専修免許状」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は」を加え、同条第二項中「教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師」を「主幹教諭等」に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条中「教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師」を「主幹教諭等」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「いう。」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

第三条第二項中「講師については、前項の規定にかかわらず、」を「前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については「これに」を「それぞれ」に改め、同条第三項中「養護教諭を」養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第四項中「養護教諭を」養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭」に、「養護助教諭及び」を「養護助教諭並びに」に改める。

第九条の二中「講師については、」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師については」に改める。

第十六条の五第一項本文中「小学校の」及び「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加

え、同項ただし書中「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、「それぞれの学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項本文中「第十六条の四第一項を」前条第一項に改め、「前期課程の」及び「中学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、同項ただし書中「中学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、「それぞれの学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条の二及び第十七条の三中「教諭又は」を「主幹教諭、指導教諭、教諭又は」に改める。

附則第二項中「及び教諭を」及び「主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))」に、「教諭が」を「主幹教諭等が」に、「教諭は、」を「主幹教諭等は、」に改める。

附則第十五項中「以上」及び「限る。」の下に「養護をつかさどる主幹教諭又は」を加える。

附則第十六項中「各部の」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」を加える。

附則第十七項中「担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

附則第十八項中「のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加え、「及び教育委員会」を「並びに教育委員会」に改める。

別表第三第三欄中「当該学校の」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは」を加える。

別表第六第三欄中「取得した後」の下に「養護をつかさどる主幹教諭」を加え、同表備考第四号中「第三欄の」の下に「養護をつかさどる主幹教諭」を加える。

別表第六の二第三欄中「取得した後」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は」を加える。

別表第八第三欄中「教諭」を「主幹教諭(養護又は

は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭」に改める。

(学校図書館法の一部改正)

第六条 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、教諭を」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))」に、「当該教諭を」を「当該主幹教諭等」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条第一号中「ある者に限る。」の下に「副校長(本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。)」を、「整理する者に限る。」の下に「主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)、指導教諭(本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。)」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を、「又は」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第九条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十

五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長(副園長を含む。)、教頭、主幹教諭、指導教諭に改め、「のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第十条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一号中「を担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭又は」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「副校長」を、「する」の下に「主幹教諭、指導教諭」を、「のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

第七条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改め、同条第三項中「教頭の数」を「副校長及び教頭の数」に、「小中学校等教頭標準定数」を「小中学校等教頭等標準定数」に改め、「とし」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」を加える。

第八条中「養護教諭及び」を「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

第八条の二中「栄養教諭及び」を「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭及び」に改める。

第二類第八号

教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日

に改める。

第十一条第二項中「教頭の数」を「副校長及び教頭の数」に、「特別支援学校教頭標準定数」を「特別支援学校教頭等標準定数」に改め、「とし」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」を加える。

第十七条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第九条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改める。

第十条中「養護教諭及び」を「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

第二十三條第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、「教頭」を「副校長(副園長を含む。同項において同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一項中「校長」の下に「副校長」を加える。

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和三十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。

別措置法。昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。

第七十九条中「第六十九条の三第二項」を「第九十九条第二項」に改める。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第五十二條の規定 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第九号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(理容師法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六條」を「第九十條」に改める。

一 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第三條第三項及び第二十條

二 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第二條第六号

三 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第四條第三項及び附則第十一條

四 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十六條第四項

(公認会計士法及び税理士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「第六十八條の二第一項」を「第四百四條第一項」に改める。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第三号)

第九条第二項第二号

二 税理士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十八号)附則第四項(医師法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第九十八條」を「附則第三條」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第四十三條

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二號)第四十四條

三 獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)附則第十六條

四 図書館法(昭和二十五年法律第八十八号)附則第十條

(司法試験法及び法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第六十五條第二項」を「第九十九條第二項」に改める。

一 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)第四條第一項第一号

二 法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第二條第一項

(クリーニング業法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第四十七條」を「第五十七條」に改める。

一 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七十七号)第七條第三項

二 と畜場法(昭和二十八年法律第一百四十四号)第七條第五項第三号

三 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第三條第一項各号及び附則第三項

四 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五十五号)第五條各号並びに附則第二項及び第三項

五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二條第五項第四号

六 理容師法及び美容師法の一部を改正する法

園」を若しくは高等学校に、一、中学校若しくは幼稚園」を若しくは中学校に改める。

別表第三中 小学校教諭					
専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状
一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状
三	三	五	三	三	三
一五	四一	四五	二六	四五	四五

幼稚園教諭					
専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状
一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状
三	五	六	三	三	三
一五	四五	四五	四一	四五	四五

別表第八中 小学校教諭二種免許状					
幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状
三	三	三	三	三	三
一三	一三	一三	一三	一三	一三

幼稚園教諭二種免許状					
幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状
三	三	三	三	三	三
六	六	六	六	六	六

幼稚園教諭二種免許状の項を削る。
(社会教育法の一部改正)
第十七条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第四十四条第二項中「公立大学法人をいう。」
に改める。

第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日

第四十八条第一項中「公立大学法人が設置する大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四十九条中「第四十五条、第五十一条の九第一項、第五十二条の二及び第七十六条を」を「第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第十八条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八十二条の二を」を「第二百七十条」に改める。

第十四条に「第八十三条第一項を」を「第二百七十条」に改める。

第八条第二項及び第二十六条第二項中「第六十条の二を」を「第九十五条」に改める。

第三十条第一項第三号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

第七十条第一項に改める。

第六十四条第一項中「第八十二条の八第一項」を「第二百七十条第一項」に改める。

第一項を「第二百七十条第一項」に改める。

附則第二項、第八項及び第九項中「第九十八条」を「附則第三項」に改める。

附則第十二項中「第二百二条第一項」を「附則第六条」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三号及び第三百四十八条第二項第九号中「第八十二条の二を」を「第二百七十条」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第二号中「第八十二条の二を」を「第二百七十条」に改める。

(税理士法の一部改正)

第二十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

「第九十一条第二項」に改める。

第七十条第二項中「学校教育法第六十八条の二」を「学校教育法第四十四条」に改める。

第一項を「第二百七十条第一項」に改める。

第八十条第一項第一号中「第六十八条の二第四項第二号」を「第二百七十条」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「小学校、中学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校又は中学校」に改める。

附則第十二項中「により」の下に「幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又は」を加え、「又は幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき」を削り、「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

(女子教職員の出生に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第二十二條 女子教職員の出生に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「学校」とは「の下に、幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」及び「特別支援学校」に改める。

(クリーニング業法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第五十四号)の一部を次の

のように改正する。

附則第五項中「新法」を「クリーニング業法」に、「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)

第二十四条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三条」を「第十八条」に改め、「同法第三十九条第二項に規定する」を削り、「第二十二條第一項」を「第十六条」に改める。(租税特別措置法の一部改正)

第二十五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「第五十一条」を「第六十六条」に、「第七十二条第二項」を「第七十六条第二項」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百二十五条第一項」に改める。

(学校保健法の一部改正)

第二十六条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

第二条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第四条中「第二十二條第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五条中「基き」を「基づき」に、「第二十二條第一項」を「第十七條第一項」に改める。

第六条の前の見出し中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改め、同条第一項中「児童、生徒、学生」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、「又は幼児」を削り、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第十一条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第十二条中「疑い」を「疑い」に、「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第十七条中「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二十七条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「第七十五条第二項及び第三項」を「第八十一条第二項及び第三項」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十八条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「第四十一条」を「第五十条」に、「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二十九条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第七号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改める。

(薬剤師法の一部改正)

第三十条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第五十五条第二項」を「第八十七条第二項」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十一条第一項(同法第四十条、第五十一条の九第一項及び第七十六条)を「第三十四条第一項(同法第四十九條、第七十七

条第一項及び第八十二条」に、「第一百七七条」を「附則第九條」に改める。

第十三条第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条第五項ただし書中「第一百七七条」を「附則第九條」に改める。

第十八条第一項中「第一百七七条」を「附則第九條」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改める。

第九条第一項第二号中「第七十二条」を「第七十六条」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「改正後の」及び「(以下この条において「新法」という。を削り、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「新法」を「同法」に、「第八十二条の八第一項」を「第二百三十四條第一項」に改め、同条第二項中「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第三十四条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第九条中「ある」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改める。

第十二条の二第一項中「第六十条の二」を「第九十五条」に改める。

附則第二條第一項中「第二百二條第一項」を「附則第六條」に改める。

(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法の一部改正)

第三十五条 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第八十三条の二第一項」を「第二百三十五條第一項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第三十六条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百三十五條第一項」に改め、同号ハ中「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改め、同表第十二号中「第二十一条第一項」を「第三十四條第一項」に、「第四十条」を「第四十九条」に、「第五十一条」を「第六十二条」に、「第五十一条の九第一項」を「第七十条第一項」に、「第七十六条」を「第八十二条」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号イ中「第二百二條第一項」を「附則第六條」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同条第五号中「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改める。

附則第十三条中「第二百二條第一項」を「附則第六條」に、「同項」を「同条」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十五号)の一部を次のよう

「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

理由

教育基本法の改正を踏まえ、学校教育の充実を図るため、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第二条の二」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第一章中第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第三条ただし書中「地方自治法昭和二十二年法律第六十七号」第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を「市」に、「指定都市が」を「市が」に、「六人」を「六人以上」に改め、「次条第三項及び第七條第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。」を削り、「三人」を「三人以上」に改める。

第四条第三項中「三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)」を「委員の定数の二分の一以上の者」に改め、同条第四項中「努めなければ」を「しなれば」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

第七条第三項中「第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く。」を削り、「一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を」とその定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数)になるように、「に改め、「得て」の下に「委員を」と、「罷免する」の下に「ものとする」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。

第七条第四項を削り、同条第五項中「前四項を」

「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第二項中「地方自治法」の下に「昭和二十二年法律第六十七号」を加える。

第十一条の見出しを「(服務等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第十九条第一項中「技術職員その他の」を「及び技術職員を置くほか、」に改め、同条第二項中「所要の」を「指導主事その他の」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(職務権限の特例)

第二十四条の二 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること(学校における体育に關することを除く)。

二 文化に關すること(文化財の保護に關することを除く)。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廢の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第二十五条中「前二条を」を「前三条に」、「當つては」を「當たつては」に、「基かなければ」を「基づかなければ」に改める。

第二十六条第二項中「前項を」を「第一項」に改め、「教育機関の職員」の下に「(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）」を加え、「これらの職員を」を「事務局職員等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に關する事務の管理及び執行の基本的な方針に關すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廢に關すること。

三 教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の設置及び廢止に關すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に屬する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

五 次条の規定による点検及び評価に關する

こと。

六 第二十九条に規定する意見の申出に關すること。

第二十七条を次のように改める。

(教育に關する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に屬する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に屬する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に關する報告書を作成し、これを議會に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに當たつては、教育に關し學識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事に対する都道府県委員會の助言又は援助)

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に關する事務を管理し、及び執行するに當たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員會に對し、学校教育に關する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第三十二条に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の條例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 前項の都道府県委員會の権限に屬する事務に係る第二十六条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

第三十八条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項

中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

第四十七條の四第一項中「指定都市を」地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）に改める。

第四十八條第二項第四号中「校長」を「教育委員会の委員及び校長」に改める。

第四十九條及び第五十條を次のように改める。
（是正の要求の方式）

第四十九條 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合

合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五條の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

（文部科学大臣の指示）

第五十條 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

第五十條の次に次の一条を加える。

（文部科学大臣の通知）

第五十條の二 文部科学大臣は、第四十九條に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体（第四十九條に規定する指示を行つたときにあつては、当該指示に係る市町村）の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

第五十四條の次に次の一条を加える。
（職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等）

第五十四條の二 第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八條、第五十三條及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八條第四項を除く。）中、都道府県委員会とあるのは「都道府県知事」と、第四十八條第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第五十三條第一項中「都道府県知事」と、第五十三條第一項中「第四十八條第一項及び第五十一條」とあるのは「第

四十八條第一項」とする。

第五十五條第三項に次のただし書を加える。
ただし、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

第五十五條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事務が第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

第五十五條第六項中「市町村教育委員会」の下に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができ。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。

8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

10 第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と」とあるのは「同条第三項中」とする。

第五章中第五十五條の次に次の一条を加える。
（市町村の教育行政の体制の整備及び充実）
第五十五條の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六十條第六項を同条第十一項とし、同項の前に次の三項を加える。
8 地方自治法第二百九十一條の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五條第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。

9 地方自治法第二百九十一條の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四條の二第一項の条例の定めるところにより都道

府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合には、同法第二百九十一条の第二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは、「同条第三項中」と読み替えるものとする。

10 地方自治法第二百九十一条の第二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十四条の第二項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。

第六十条第五項中「規定により」を「条例の定めるところにより」、「第六項まで」を「第五項まで及び第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の第二項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合（当該都道府県が加入しないものに限り。）が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

第六十条第三項を同条第五項とし、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の第二項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の

一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十四条の第二項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

3 第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条の第二項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその管理者（地方自治法第二百八十七条の第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は長が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

第六十三条中「第四十八条第一項」、「第四十八条第三項」及び「第五十三条第二項の下に」（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第九項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条第二項の規定は、この法律の施行後に行われる内申から適用する。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項中「第四十八条第一項」、「第四十八条第三項」及び

「第五十三条第二項」の下に「（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第九項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて」に改める。

（スポーツ振興法の一部改正）

第四条 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「教育委員会」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の第二項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長」を加え、同条第四項中「教育委員会」の下に「（当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合に於ては、その長」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第十八条第三項中「教育委員会の」を「教育委員会（当該市町村が特定地方公共団体である場合に於ては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「（特定地方公共団体にあつては、その長」を加え、同条第二項中「教育委員会規則」の下に「（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）」を加え、「（助言を行なう）」を「及び助言を行う」に改める。

第二十三条中「教育委員会」の下に「（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）の項の次に次のように加える。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）		都道府県知事	都道府県教育委員会
第二十七条 都道府県知事	事	都道府県知事（学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長）	都道府県教育委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）
	都道府県委員会	都道府県委員会（学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会）	

第十三条第四項の表に次のように加える。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第二十七條の二	都道府県知事	都道府県知事(学校設置非営利法人)構造改革特別区域法平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
		都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)

第二十九条第一項中(昭和三十一年法律第百六十二号)を削る。

理由

地方教育行政について、その自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、地方公共団体の長が、スポーツ又は文化に関する事務を管理し、及び執行することができるとすることともに、県費負担教職員の転任について、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととし、併せて教育委員会の事務処理が法令に違反する等の場合において、児童等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があるときは、文部科学大臣がその是正等を指示することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九条の二」を「第九条の五」に改める。
第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四

第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日

項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。
第三条の二第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第五条第一項本文中「第二若しくは第二の二」を「別表第二若しくは別表第二の二」に改め、「又は」の下に「その免許状を授与するため行う」を加え、同項第五号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項本文中「一」を「いずれにも」に改め、同項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「前項各号の二」を「第一項各号のいずれかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年

年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。)の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限る、行うものとする。

第六条第二項中「第五条第二項及び第五項」を「第五条第三項及び第六項」に、「第五、第六、第六の二、第七又は第八の二」を「又は別表第五から別表第八までに」に改め、同条に次の一項を加える。
4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限る、行うものとする。

4 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しななければならない。

5 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。
第八条第一項中「本籍地」の下に「授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項」を加える。
第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(効力)」を付し、同条第一項中「普通免許状は」の下に「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を加え、「以下本条中」を「次項及び第三項にお

いて」に改め、同条第二項中「特別免許状は」の下に「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状(免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。)の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。
第九条の二に見出しとして「(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)」を付し、第二章中同条を第九条の五とする。
第九条の次に次の三項を加える。
(有効期間の更新及び延長)
第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習

の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。

4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他の文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定め、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程(その一部として行われるものを含む。)であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当

該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定(課程の一部の履修の認定を含む。)が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができる。

5 前項に規定する者の任命権者(免許管理者を除く。)は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(有効期間の更新又は延長の場合の通知等)

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、そ

の者の所轄庁(免許管理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者(免許管理者を除く。)に通知しなければならない。

2 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

第十条第一項に次の一号を加える。

三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

第十条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在地以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県教育委員会をいう。以下同じ。)」を削る。

第十一条第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたとき認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたとき認められるとき。

合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

第十三条第一項中「免許管理者は、」の下に「この章の規定により」を加え、同条第二項中「免許状が」を「この章の規定により免許状が」に、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第十四条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を、「懲戒免職」の下に「又は分限免職」を加え、同条第三号中「第十一条第一項」の下に「又は第二項」を、「とき」の下に「(同項第二号に規定する免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。)」を加える。

第十四条の二中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項第一号」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

第十六条の三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は次条第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第十六条の四に次の一項を加える。

4 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定

による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

第十七条中「第五項」を「第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなった日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項第一号中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に、「第六項」を「第六項第一項から第三項まで」に改める。第二十三条第二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

附則第三項中「第五項ただし書」を「第六項ただし書」に改める。

附則第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）とする。

附則第五項の表備考第一号中「附則第九項の下に」及び「第十八項」を加える。

附則第七項中「第五条第五項本文」を「第五条第六項本文」に改める。

附則第八項に次のただし書を加える。

ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第九項に後段として次のように加える。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項

中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

附則第十二項に次のただし書を加える。

ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第十八項の表以外の部分中「規定する職員の下に」その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員を、「以外の者」の下に「及び教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

附則第十八項の表第三欄中「職員の下に」その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員を加える。

別表第一備考第五号イ中「第十六条の三第三項」を「第十六条の三第四項」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の三」に改める。

第十七条第一項中「含む」の下に「。以下同じ」を加える。

第四章中第二十五条の次に次の二条を加える。

（指導改善研修）

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」と

いう。）を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるところとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に關し必要な事項は、政令で定め

る。

（指導改善研修後の措置）

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第四条の見出し中「研修等」を「初任者研修等」に改め、同条第一項中「教諭、助教諭及び講師（以下この条において「教諭等」という。）を「教諭等」に、「次項において」を「以下」に改

める。

附則に次の二条を加える。

（幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例）

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

（指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例）

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（教育職員免許法附則第五項の表備考第一号の改正規定及び同法附則第十八項の改正規定（後段を加える部分を除く。）に限る。）公布の日

二 第一条の規定（教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定、同法第十条第一項に一号を加える改正規定、同法第十一条、第十四条、第十四条の二及び第二十三条第二号の改正規定、同法附則第五項の表備考

第一号の改正規定並びに同法附則第十八項の改正規定後段を加える部分を除く。を除く。次条から附則第四条までの規定並びに附則第七條、第八條第二項、第十條、第十一條、第十三條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までの規定 平成二十一年四月一日

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十條の規定による改正前の教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号)の規定、附則第十一條の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五百十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則第十三條の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二百二十二号)の規定及び附則第十五條の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五條第二項、第六條第四項、第七條第四項、第九條第四項及び第五項、第九條の二、第九條の四、第十六條の二第二項、第十六條の三第三項、第十六條の四第四項、第十七條第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十條の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項

後段の規定並びに附則第十一條の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員(第七項において単に「教育職員」という。)その他文部科学省令で定める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第九條の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したこと

についての免許管理者(新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。)による確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けなければならない。

3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内での者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者(次号に掲げる者を除く。以下「当該末日

二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九條の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免

許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

5 旧免許状所持現職教員(知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

7 旧免許状所持者(旧免許状所持現職教員を除く。)が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。

8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁(新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。)に通知しなければならない。

9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状

が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。)は、その旨を新法第八條第一項の原簿に記入しなければならない。

10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三条 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

2 前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四条 附則第二条第六項の規定に違反して免許状を返納しなかった者は、十万円以下の過料に処する。

第五条 新法第十條第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用する。

第六条 新法第十一條第二項の規定は、この法律の施行の日以後に同項第一号に規定する事由により解雇され、又は同項第二号に規定する事由により免職の処分を受けた者について適用する。

第七条 教育職員免許法の一部を改正する法律(平成十四年法律第五十五号)附則第三条の規定によりその有効期間についてなお従前の例によることとされる特別免許状については、新法第七條第四項、第九條第二項(有効期間に係る部分に限る。)及び第五項並びに第九條の二から第九條の四までの規定並びに附則第二条から第四条までの規定は、適用しない。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘

案し、新法第十条及び第十一条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現職教員の免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(学校教育法の一部改正)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第十条 教育職員免許法施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。

第二条第一項の表備考中「免許法第二条第二項を「免許法第二条第三項」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新法第五条第五項ただし書」を「教育職員免許法第五条第六項ただし書」に改

める。

附則第十項に次のただし書を加える。

ただし、教育職員免許法第九条の第三項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第二十項中「新法第五条第五項本文」を「教育職員免許法第五条第六項本文」に改める。

附則第二十一項中「新法第五条第五項」を「教育職員免許法第五条第六項」に、「同条第五項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項及び第五十九条中「及び第二十五条」を、「第二十五条及び第二十五条の二」に改める。

附則第二十六条の見出し中「研修」を「十年経験者研修」に改め、同条中「新法」を削る。

附則第二十七条を附則第二十八条とし、附則第二十六条の次に次の一条を加える。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県教育委員会が実施しなければならない。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三条 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「ものには」の下に、「当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き」を加える。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二条の規定による改正後の」及び「(以下「新免許法」という。))」を削り、「第五条第五項ただし書」を「第五条第六項ただし書」に改める。

附則第四項中「新免許法」を「第二条の規定による改正後の教育職員免許法」に改める。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「ものには」の下に、「当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

附則第三項中「ものには」の下に、「当該普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

(教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の項及び第十三条第四項の表教育職員免許法の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十九条第一項中「当該認定の日以後は」の下に、「同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲

げる者に授与する特別免許状(以下「特別特別免許状」という。))を除く。))と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特別特別免許状である場合にあってはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」とを加え、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特別特別免許状」という。))にあっては、当該「教育委員会(特別特別免許状にあっては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた「に改め、「特別免許状」とあるのは「特別特別免許状(特別特別免許状を除く。))と、「までとする」とあるのは「までとし、特別特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。))を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれ免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第三項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第十条第二項」を「第二条第二項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の教育

職員免許法の規定により授与された特別特別免許状を有する者についての附則第二項第一項、第二項、第三項各号、第五項及び第七項から第九項までの規定の適用については、同条第一項中「改正前の教育職員免許法の規定」とあるのは「改正前の教育職員免許法（以下この項において「旧法」という。）の規定」と、「特別特別免許状を有する者」とあるのは「特別特別免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別特別免許状（以下この条において「特別特別免許状」という。）を除く。以下この項及び第五項において同じ。）を有する者」と、「ものとするとする」とあるのは「ものと、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特別特別免許状を有する者（当該特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧特別特別免許状所持者」という。）については、新法第十九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特別特別免許状（同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあつては、同日前に授与された特別特別免許状と同一の授与権者（附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五項第七項に規定する授与権者をいう。第八項及び第九項においては、有効期間の定めがないものとする。）と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特別特別免許状所持者」と、「新法第二項第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二項第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特別特別免許状所持者又は旧特別特別

別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限（特別特別免許状に係るものを除く。）と、「効力を失う」とあるのは「効力を失ひ、特別特別免許状に係る修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その特別特別免許状は、その効力を失う」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特別特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは「更新講習修了確認を受けなかった免許状によつては教育職員」と、同条第八項中「授与権者（新法第五項第七項に規定する授与権者をいい、）とあるのは「授与権者（）と、同条第九項中「授与権者（新法第五項第七項に規定する授与権者をいう。）とあるのは「授与権者」とする。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）
第十九条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「新免許法第五項第二項」を「教育職員免許法第五項第三項」に改める。

理由

教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするほか、児童等に対する指導が不適切な教員の指導の改善を図るために必要な事項に関する研修の実施に係る規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、質の高い学校教育を実現す

るためには、高い資質及び能力を有する教育職員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、教育職員の免許状（以下単に「免許状」という。）の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進し、もつて日本国教育基本法（平成十九年法律第 号）に定める教育の目的の実現に資することを目的とする。

論の臨時免許状並びに養護助教諭の臨時免許状は、初等教育諸学校（幼稚園及び小学校をいう。）、中等教育諸学校（中学校、高等学校及び中等教育学校をいう。以下同じ。）及び特別支援学校に区分して設けるものとする。

（改革の基本理念）
第二条 免許状の制度の改革は、教育職員が高度の専門性と豊かな人間性が求められる職業であることを踏まえ、その養成の段階において、教育職員としての使命感を涵養しつつ、その職務をつかさどるために必要な資質及び能力を確実に修得させるとともに、実務に就いた後においても、研究と修養の機会を十分に与え、その資質及び能力の一層の向上を図ることができるようにし、並びに教育職員の資格の付与等に関し国が果たすべき役割と責任を明確にすること等により、教育職員の資質及び能力を向上させることを基本原則として行われるものとする。

（改革の実施時期）
第三条 国は、前条の基本理念及び次条から第十条までに定める方針に従つて免許状の種類及び授与権者等に係る改革を行い、平成二十二年年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免許状の授与を開始するものとする。

2 国は、前条の基本理念及び第十一条に定める方針に従つて十年ごとの講習の実施及びこれを修了しなかつた者の免許状の失効等に係る改革を行い、平成二十一年度からこれを実施するものとする。

（教諭等の免許状と学校の種類）
第四条 免許状の制度を子どもの発達段階に適切に対応したものとするため、教諭の普通免許状及び特別免許状、養護教諭の普通免許状、助教諭の普通免許状

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

四 教諭の一般免許状は、教諭として一般的に必要なとされる資質及び能力を有する者に対し

ロ イの要件を満たした後、教諭の実務その他これに類する教育に関する実務（学校経営についての専門免許状を取得しようとする者については、企業、団体等における組織運営の実務を含む。）に八年以上携わつたこと。

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

四 教諭の一般免許状は、教諭として一般的に必要なとされる資質及び能力を有する者に対し

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

ハ ロの要件を満たした後、取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、教育職員に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において取得したこと。

て授与する免許状とすること。

五 教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、かつ、教諭としての職務をつかさどるために必要な資質及び能力を修得するために必要と認められる一年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院その他の大学院若しくは大学において取得した者又はその者と同等の資質及び能力を有するかどうかを判定するための教育職員検定に合格した者に授与すること。

六 中等教育諸学校の教諭の教科指導について、の専門免許状及び一般免許状は、各教科ごとに授与すること。

2 その有する相当の免許状が一般免許状である教諭であつて前項第三号の要件を満たすものは、専門免許状の授与を受けるように努めなければならないものとする。

3 前項の教諭を任命し、又は雇用する者は、当該教諭に対し専門免許状の授与を受けることができる機会を与えるように努めなければならないものとする。

(養護教諭の普通免許状)

第六条 いじめ、不登校等子どもをめぐる多様な問題に対応するため養護教諭が大きな役割を果たすことが期待されている状況にかんがみ、養護教諭の資質及び能力の向上を図るため、次に掲げる方針に基づき、養護教諭の普通免許状の制度を改めるものとする。

一 養護教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。

二 養護教諭の専門免許状は、養護教諭として一般的に必要とされる資質及び能力の基礎の上に、養護又は学校経営の各専門分野において、更に研究と修養を積み、資質及び能力を向上させた者に対して授与する免許状とすること。

三 養護教諭の専門免許状の授与は、前条第一項第三号に定める教諭の専門免許状の授与に準じて行うこと。

四 養護教諭の一般免許状は、養護教諭として一般的に必要とされる資質及び能力を有する者に対して授与する免許状とすること。

五 養護教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、かつ、養護教諭としての職務をつかさどるために必要な資質及び能力を修得するために必要と認められる養護及び教職に関する科目の単位を教職大学院その他の大学院若しくは大学において取得した者又はその者と同等の資質及び能力を有するかどうかを判定するための教育職員検定に合格した者に授与すること。

2 前条第二項の規定は養護教諭について、同条第三項の規定は養護教諭を任命し、又は雇用する者について、準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号の要件を満たすもの」とあるのは、「一般免許状の授与を受けた後、養護教諭の実務等に八年以上携わったもの」と読み替えるものとする。

(校長及び教頭の資格)

第七条 校長及び教頭は、原則として、相当の教諭又は養護教諭の学校経営についての専門免許状を有する者から任用するものとする。

(免許状の授与権者)

第八条 普通教育に関し国が最終的な責任を有することに、かんがみ、普通免許状は、文部科学大臣が授与するものとする。ただし、特別免許状及び臨時免許状は、都道府県知事が授与するものとする。

(免許状の取上げ等)

第九条 教育職員が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにあつては、非行があつて、その情状が重いと認められるときに、免許状を授与した者がその免許状を取り上げることができ、その制度を設けるものとする。

2 公立学校の教育職員が地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二十八條第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたときに、その免許状が失効する制度を設けるものとする。

度設けるものとする。

3 国立学校又は私立学校の教育職員が前項に規定する者の場合における地方公務員法第二十八條第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたことと認められるときに、免許状を授与した者がその免許状を取り上げる制度を設けるものとする。

(移行に関する措置)

第十条 第四条から前条までに定める方針に従つて行われる免許状の制度の改革前の免許状の制度(以下「旧制度」という。)から当該改革後の免許状の制度(以下「新制度」という。)への移行に関し、次に掲げる方針に基づき、経過措置を設けるものとする。

一 旧制度の免許状の授与は、平成二十三年度末までとすること。

二 旧制度の免許状を有する者は、当分の間、当該免許状をもって教育職員となることのできるものとする。

三 旧制度の免許状を有する者が、教育職員検定に合格した場合に新制度の免許状の授与を受けることができる制度を設けること。

四 教育職員でその有する相当の免許状が旧制度の免許状であるものは、新制度の免許状の授与を受けるように努めなければならないものとする。その者が任命し、又は雇用する者は、その者が新制度の免許状の授与を受けることができる機会を与えるように努めなければならないものとする。

(十年ごとの講習の実施及びこれを修了しなかった者の免許状の失効等)

第十一条 普通免許状(専門免許状を除く)及び特別免許状については、次に掲げる方針に基づき、定期的に教育職員として必要な資質及び能力の向上を図るための制度を設けるものとする。

一 免許状は、原則として、十年ごとに、当該免許状を有する教育職員として特に必要とされる知識及び技能に関する講習、模擬授業を

中心とする演習等からなるおおむね百時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとする。

二 前号の講習の修了の認定を受けないことによりその有する免許状が失効した者は、当該失効の後当該講習を受講した上その修了の認定を受けた場合には、新たな免許状の授与を受けることができるものとする。

附則

この法律は、日本国教育基本法の施行の日から施行する。

理由

質の高い学校教育を実現するためには、高い資質及び能力を有する教育職員が学校教育に携わることが不可欠であることにかんがみ、日本国教育基本法に定める教育の目的の実現に資するため、教育職員の免許状の制度の改革について基本的な理念及び方針を定めることにより、当該改革を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律

法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 教育機関

第一節 教育機関の設置等(第三条―第七条)

第二節 学校理事会(第八条)

第三章 教育監査委員会(第九条―第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体による教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関する機関(以下「教育機関」という。)の設置並びに

学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定め、もって地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「教員」とは、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。

第二章 教育機関

第一節 教育機関の設置等

(教育機関の設置)

第三条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第四条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

4 地方公共団体は、その設置する学校の職員の任用に当たっては、相互に連携協力するよう努めるものとする。

(教諭等が行う児童等に対する指導が不適切である場合の措置)

第五条 地方公共団体の長は、その設置する学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助

教諭又は講師(以下この条において「教諭等」という。)が行う児童、生徒又は幼児に対する指導が不適切であると認められる場合には、当該教諭等について、研修の実施、教諭等以外の職への異動その他その者が引き続き当該児童、生徒又は幼児に対する不適切な指導を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体の長は、前項の措置のうち当該教諭等の教諭等以外の職への異動を行うに当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、当該教諭等の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

(所属職員の人事又は研修に関する意見の申出)

第六条 第三条に規定する学校その他の教育機関の長は、教育公務員特例法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の人事又は研修に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

(学校等の管理)

第七条 地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限度において、その設置する第三条に規定する学校その他の教育機関(大学を除く。以下この項において同じ。)の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他同条に規定する学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な規則を定めるものとする。

2 前項の場合において、地方公共団体の長は、学校(大学を除く。第二十八条第三項及び第四項において同じ。)における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、地方公共団体の長に届け出させ、又は地方公共団体の長の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

第二節 学校理事会

第八条 地方公共団体が設置する学校(大学及び

高等専門学校を除く。以下この条において同じ。)には、当該学校の運営に関する重要事項を協議する機関として、学校理事会を置かなければならない。

2 学校理事会の構成員は、次に掲げる者(政令で定める規模以下の学校で地方公共団体の長が指定するものに置かれる学校理事会にあつては、第五号に掲げる者を除く。)について、地方公共団体の長が任命する。ただし、その過半数は、第一号及び第二号に掲げる者について任命しなければならない。

一 当該学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第十三条第五項及び第六項において同じ。)

二 当該学校の所在する地域の住民

三 当該学校の校長

四 当該学校の教員

五 教育に関し専門的な知識又は経験を有する者

六 その他地方公共団体の長が必要と認める者

3 地方公共団体の長は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる者について、学校理事会の構成員を任命するに当たっては、これらの号に掲げる者に係る団体その他の関係者の意向を考慮するものとする。

4 校長は、当該学校の運営に関し当該地方公共団体の規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校理事会の承認を得なければならない。

5 前項に定めるもののほか、校長は、次に掲げる事項について、学校理事会の承認を得なければならない。

一 当該学校の教育課程

二 当該学校の職員に関し第六条の規定により校長が申し出る意見

三 その他当該地方公共団体の規則で定める事項

6 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項

について、校長に対して、報告を求めることができる。

7 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項について、地方公共団体の長又は校長に対して、意見を述べることができる。

8 地方公共団体の長又は校長は、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 学校理事会の構成員の任免の系統及び任期、学校理事会の議事の手続その他学校理事会の運営に関し必要な事項については、当該地方公共団体の規則で定める。

第三章 教育監査委員会

(設置)

第九条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び教育に関する事務(大学及び私立学校に関する事務並びに宗教法人法(昭和二十六年法律第二百六号)第八十七条の二に規定する第一号法定受託事務を除く。以下同じ。)の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育監査委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一 当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務の実施状況に関し必要な評価及び監視を行うこと。

二 前号の規定による評価又は監視(次条において「評価又は監視」という。)の結果に基づき、当該地方公共団体の長に対し、教育に関する事務の改善のために必要な勧告をするものとする。

三 当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務に係る苦情の申出について必要なあつせんを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、法令に基づき委員会に属せられた事務

2 委員会は、前項第二号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 当該地方公共団体の長は、第一項第二号の規定による勧告に基づいてとった措置について委員会に報告しなければならない。この場合においては、委員会は、当該報告に係る事項を公表しなければならない。 4 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。 (資料の提出の要求等) 第十一條 委員会は、評価又は監視を行うため必要な範囲において、当該地方公共団体の長に対し資料の提出及び説明を求め、又はその業務について実地に調査することができる。 2 委員会は、評価又は監視の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。	(組織) 第十二條 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあつては、三人以上)で条例で定める人数の委員をもつて組織する。 (委員及び補充員の選挙等) 第十三條 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の議会においてこれを選挙する。 2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合において、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、同様とする。 3 委員中に欠員があるときは、委員長は、補充員のうちからこれを補充する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。 4 次のいずれかに該当する者は、委員又は補充員となることができない。	一 破産者で復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者 5 委員又は補充員は、それぞれ、そのうちの半数以上が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならず、かつ、そのうちに保護者である者が含まなければならない。 6 第一項若しくは第二項の規定による選挙が行われた場合、委員若しくは補充員の政党その他の政治団体の所属関係に異動があつた場合又は委員のいずれか若しくは補充員のいずれかが保護者でなくなつた場合において前項の要件を満たさないこととなつたとき、及び第三項の規定により委員の補充を行い、又は第二十二條第六項の規定により臨時に補充員を委員に充てたならば前項の要件を満たさないこととなる場合に関し必要な事項は、政令でこれを定める。 7 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。 (任期) 第十四條 委員の任期は、四年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。 2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 補充員の任期は、委員の任期による。 4 委員及び補充員は、その選挙に関し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八條第五項の規定による裁決又は判決が確定するまでは、その職を失わない。 (兼職禁止) 第十五條 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。	(罷免) 第十六條 地方公共団体の議会は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議決によりこれを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。 2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。 (解職請求) 第十七條 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 地方自治法第八十六條第二項から第四項まで、第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七條第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育監査委員会の委員」と、同法第八十八條第二項中「第八十六條第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律(平成十九年法律第 号)第十七條第一項の規定による教育監査委員会の委員の解職の請求」と読み替へるものとする。 (失職) 第十八條 委員は、次のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。 一 第十三條第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合 二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた	第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日
2 地方自治法第百四十三條第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。 3 委員に対する地方自治法第百八十條の五第七項の規定の適用については、同項中「その選任権者」とあるのは、「教育監査委員会」とする。 (退職) 第十九條 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。 2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。 (服務) 第二十條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、委員会の許可を受けなければならない。 3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。 4 委員は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (委員長等) 第二十一條 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長長の指定する委員がその職務を代理する。 4 委員会は、委員の互選をもつて、一人以上で条例で定める人数の常勤の委員を定めなければならない。 (会議) 第二十二條 委員会の会議は、委員長が招集す	場合 2 地方自治法第百四十三條第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。 3 委員に対する地方自治法第百八十條の五第七項の規定の適用については、同項中「その選任権者」とあるのは、「教育監査委員会」とする。 (退職) 第十九條 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。 2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。 (服務) 第二十條 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、委員会の許可を受けなければならない。 3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。 4 委員は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 (委員長等) 第二十一條 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長長の指定する委員がその職務を代理する。 4 委員会は、委員の互選をもつて、一人以上で条例で定める人数の常勤の委員を定めなければならない。 (会議) 第二十二條 委員会の会議は、委員長が招集す	第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日	第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日	第二類第八号 教育再生に関する特別委員会議録第一号 平成十九年四月十八日

る。委員から委員会の会議の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前二項の規定による会議若しくは議事又は第七項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

6 前項の規定により委員の数が減少してその過半数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に係るものをもつて第十三条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の事故により委員の数が過半数に達しないときも、同様とする。

7 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならぬ。

(教育監査委員会規則の制定等)
第二十三条 委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育監査委員会規則を制定することができる。

2 教育監査委員会規則その他委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項

は、教育監査委員会規則で定める。
(委員会の議事運営)
第二十四条 この法律に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育監査委員会規則で定める。
(事務局)
第二十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
3 事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。

4 第二項に規定する職員は、委員会が任免する。

5 第二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。
(事務局職員の身分取扱い)
第二十六条 前条第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律に定めるもののほか、地方公務員法の定めるところによる。

(抗告訴訟の取扱い)
第二十七条 委員会は、その処分(行政事件訴訟法昭和三十七年法律第百三十九号 第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

第四章 雑則
(指導主事等)
第二十八条 都道府県に、指導主事を置く。

2 市町村に、指導主事を置くことができる。
3 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教

育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、地方公共団体が設置する学校の教員をもつて充てることができる。

5 前各項に定めるもののほか、指導主事に関し必要な事項は、政令で定める。

6 地方公共団体の長は、その教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。
(保健所との関係)
第二十九条 地方公共団体の長(その設置する学校の所在地その他当該学校の教育が行われる場所をその所管区域に含む保健所を設置しない地方公共団体の長に限る。)は、健康診断その他当該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、その所管区域内にある学校を設置する地方公共団体の長(当該保健所を設置する地方公共団体の長を除く。)に対し、助言と援助を与えるものとする。
(組合に関する特例)
第三十条 総務大臣は、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の許可の処分をする前に、文部科学大臣の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体が教育に関する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育監査委員会を置かず、当該組合に教育監査委員会を置くものとする。

3 地方公共団体が教育に関する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育監査委員会が置かれていないときは、当該地方公共団体の議会は、地方公共団体の長(その設置する学校の所在地その他当該学校の教育が行われる場所をその所管区域に含む保健所を設置しない地方公共団体の長に限る。)は、健康診断その他当該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、その所管区域内にある学校を設置する地方公共団体の長(当該保健所を設置する地方公共団体の長を除く。)に対し、助言と援助を与えるものとする。
(組合に関する特例)
第三十条 総務大臣は、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の許可の処分をする前に、文部科学大臣の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体が教育に関する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育監査委員会を置かず、当該組合に教育監査委員会を置くものとする。

3 地方公共団体が教育に関する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育監査委員会が置かれていないときは、当該地方公共団体の議会は、地方公共団体の長(その設置する学校の所在地その他当該学校の教育が行われる場所をその所管区域に含む保健所を設置しない地方公共団体の長に限る。)は、健康診断その他当該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、その所管区域内にある学校を設置する地方公共団体の長(当該保健所を設置する地方公共団体の長を除く。)に対し、助言と援助を与えるものとする。
(組合に関する特例)
第三十条 総務大臣は、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の許可の処分をする前に、文部科学大臣の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体が教育に関する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育監査委員会を置かず、当該組合に教育監査委員会を置くものとする。

3 地方公共団体が教育に関する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育監査委員会が置かれていないときは、当該地方公共団体の議会は、地方公共団体の長(その設置する学校の所在地その他当該学校の教育が行われる場所をその所管区域に含む保健所を設置しない地方公共団体の長に限る。)は、健康診断その他当該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

は、地方自治法第二百九十条、第二百九十一条の十一、第二百九十一条の十四第五項又は第二百九十一条の十五第三項の議決をする前に、当該教育監査委員会の意見を聴かなければならない。

4 教育に関する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育監査委員会の委員は、第十五条の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育監査委員会の委員と兼ねることができる。

5 前各項に定めるもののほか、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。
(政令への委任)
第三十一条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の廃止)
2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)は、廃止する。
(経過措置等)
3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定める。

理由
地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律

案を提出する理由である。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進し、もって教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法昭和二十二年法律第二十六号第一条に規定する学校をいう。

(学校教育の環境の整備の基本方針)

第三条 学校教育の環境の整備は、学校の児童、生徒、学生及び幼児(第七号において「児童生徒等」という。)がその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、次に掲げる事項を確保することを旨として、行われなければならない。

- 一 多様な教育の機会を提供すること。
- 二 よりきめ細かな教育指導を実現するための諸条件を整備すること。
- 三 安全かつ快適な学校教育を実現するための諸条件を整備すること。
- 四 安全かつ容易な通学のための諸条件を整備すること。
- 五 心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を充実させること。
- 六 情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実させること。
- 七 障がい等を有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な

状況に応じた教育を充実させること。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める学校教育の環境の整備の基本方針(次条において「基本方針」という。)に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校教育環境整備指針)

第六条 政府は、日本国教育基本法平成十九年法律第 号第十九条第一項の教育の振興に関する基本的な計画の一部として、学校教育環境整備指針(以下「整備指針」という。)を定めなければならない。

2 整備指針においては、学校の種類ごとに、次に掲げる項目について、目標水準、その達成の目標年次その他の必要な事項を定めるものとする。

- 一 教職員の数、教員の有する免許状の種類ごとの比率その他の教職員の配置に係る項目
- 二 学級編制に係る項目
- 三 学校の施設及び設備に係る項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、学校教育の環境の整備に係る項目であつて重要なもの

3 政府は、教育を取り巻く状況の変化を勘案し、少なくとも五年ごとに、整備指針の見直しを行うものとする。

(学校教育環境整備計画)

第七条 地方公共団体は、整備指針を勘案し、日本国教育基本法第十九条第四項の地域の教育の振興に関する具体的な計画の一部として、学校教育環境整備計画(以下「整備計画」という。)を定めなければならない。

2 整備計画においては、当該地方公共団体が設

置する学校の種類ごとに、前条第二項各号に掲げる項目について、目標水準、その達成の目標年次その他の必要な事項を定めるものとする。

3 地方公共団体は、地域の教育を取り巻く状況の変化を勘案し、少なくとも五年ごとに、整備計画の見直しを行うものとする。

(財政上の措置等)

第八条 国は、日本国教育基本法第十九条第二項の教育に関する国の予算の確保及び充実に目標を踏まえ、整備指針を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、日本国教育基本法第十九条第五項の教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実に目標を踏まえ、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、日本国教育基本法の施行の日から施行する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第五十六条第三項を削る。

理 由

教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針及び学校教育環境整備計画を策定し、これらの着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十九年四月二十四日印刷

平成十九年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F